

① 競争参加資格等級格付けの算定について（見直し要望）

7・8年度競争参加者資格審査により、名古屋協会会員企業59社の競争参加資格等級（土木）は、旧等級から、下表のとおり、5・6年度C等級であった7社が、それぞれB又はDへと Up、Down したところ。（員外も含め同様の傾向が見られている）

ランク	5・6等級	増減	7・8等級	（評価値と入札できる工事規模）
A	0	0	0	2億3千万円以上
B	24	3	27	6千万円以上 2億円3千万円未満
C	24	-7	17	1千4百万円以上5千万円未満
D	11	4	15	1千4百万円未満

原因として、

森林土木工事の総額予算は変わらないものの、労務費、資材価格、歩掛かり改正などにより一件当たりの工事額が大きくなり、発注件数が減となってきていることが想定。

このため、計画的に事業のある流域はランク up し、数年事業のないところ（受注企業の実態として、流域毎に存しておりその事業を受注している）は、経審（経営規模評価値）が高くてもランク down した。工事額の増と発注量の減より中間域であるCランクが減少した。この傾向は今後も続くと想定。

問題点

- ・ランク down によって、当該地域で山地災害等が発生し災害復旧工事が発注されても応札不可となることから速やかな復旧事業に対応できず、地域の守り手としての役割が果たせない事例（下欄の入札不調事案）
- ・経審に十分な評価値が得られているにも関わらず、国有林の事業量がないことにより下位(D)ランクとなってしまうことに現評価制度に疑義（矛盾）の声があること。

要望

- ・事業量の維持確保は必要であるが、今後しばらく事業がない流域が見込まれる場合は、山地災害発生に備えて地域の守り手として事業者の維持確保しておくためにも、ランクを維持できるような制度に変更してもらいたい。ランク毎の評価値の見直しや、一定の経審の評価値があれば国有林の受注実績が無くともCランクとするなど改正を要望します。

富山支部からの要望内容

入札参加資格審査申請において、林野庁発注工事の実績がある場合は、「定期審査の認定をする年度の前年度末までの4年間に完成した、請負金額500万円を超え、成績評価が行われた林野庁発注工事実績を、1件ごとに記載すること」とされています。この条件により、当支部の会員企業において、工事実績の不足が主な原因となり、令和7・8年度の審査でBやC等級からD等級に降格した事例が支部会員で2件発生しました。

林野庁の発注においては、4年間継続して会員企業の所在地近辺で工事が発注されるとは限らず、予算や発注の優先順位の関係上、4年以上発注が行われないケースは少なくありません。会員企業の所在地近辺ではなく、遠方における工事受注については、下請けとなる中小協力事業者の確保が難しいこともあり、現実的に受注は困難な状況です。その結果、所在地近辺で工事が発注された際に、等級が下がっているために入札に参加できないといった問題が現実には生じています。

このような事態を回避し、不調・不落を防止するためにも、会員企業の等級維持は重要と考えます。つきましては、工事実績の受付期間を、入札参加資格申請と同様に15年間へ延長していただきたく、強く要望いたします。

② 森林整備保全事業工事標準仕様書の一部改正について（写真管理基準）

森林整備保全事業工事標準仕様書が改正され、工事写真管理基準に工事写真の撮影の省略する場合が明記されたところであります。具体には、

森林整備保全事業工事標準仕様書写真管理基準＜抜粋＞

- ①品質管理写真：公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ②出来形管理写真：完成後測定可能な部分については、工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- ③監督職員・・・が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。臨場時の状況写真は不要。

・出来形管理及び品質管理の目的を発注者受注者双方で適切に実施していくために、改正内容を十分周知していただき、例えば工事コンクールのための写真管理やその他業務を求めることがないようお願いしたい。なお、工事コンクールの審査方法が工事写真の優劣による評価をしているのであれば、審査方法の見直しをお願いしたい。

・また、適切な施工管理（写真管理も含め）を行っていくうえでも、監督職員（発注者担当）の職務意欲向上を図るために、適切、円滑に実施される監督職員の業績を評価し、モチベーションアップに取り組むことも必要ではないかと考えます。

③ 急峻、斜面崩落が発生する林道奥地での林道工事の同時発注について（中越興業㈱）

治山施工箇所は、急峻な山間部の施工であり、降雨の際には路面に土砂が流出や斜面崩壊等により運搬路の補修作業が度々必要となり自助努力でこれら林道及び資材運搬路の整備を実施しています。

これらの林道、資材運搬路の整備（法面保護や簡易舗装等）も並行して整備するよう、工種を含めた工事発注となるよう柔軟な対応をお願いしたい。

④ 他工事と重複する場合の安全対策について（中越興業㈱）

現場までの運搬路において、急峻な現場では下部で治山工事、上部で林道工事が同時に発注され、上下作業になることもしばしばあり、上部からの落石により非常に危険性が懸念され、生コン打設など多くの車両が通行する際は作業中断等制約されることがあります。

危険性を考慮したうえで、そのような状況下での工事発注となる場合は、落石対策等の安全設備に関する計上や、受注者からの協議などには安全対策費としての計上が簡単に手続きなるようご配慮願いたい。

⑤ 入札参加時に提出する工程表について（R6 から継続：局回答と本庁回答の相違）（大山土木㈱）

入札参加申請時に提出する工程表は、公告から申請までの限られた時間で作成されたもので、必ずしも実効性を担保できるものではないと考え、他の行政機関では既に省略していることから、省略を要望して参りましたが、昨年度の技術担当者連絡協議会で、林野庁の回答では、「工程表は通知改正により提出を省略しており、再度、森林管理局へ周知徹底をする」との回答をいただきました。

しかしながら、今年度に於きましても、入札申請時の工程表提出を求められていますので、明確な御指導を頂きたい。

<参考>

R 6 改善要望：「入札参加申請時に提出する工程表については、実情を反映して作成したものではなく、あまり意味がないと思われるため、提出を省略する方向で検討して頂きたい。」

R6.12.19 中部局回答→「入札参加申請者が履行期限内に工事が履行できるか確認するために必要なものですのでご理解願います。」

R7.2.7 林野庁回答 →「入札参加申請時に提出する工程表は、通知改正により提出を省略しておりますので、再度、森林管理局へ周知徹底してまいります。」

⑥ 支障木処理費の積算と測点の復元について（R6 から継続：局回答と本庁回答の相違）（大山土木㈱）

林道新設工事にかかる測点の復元について、支障木の事前処理する際に設計図書に基づく現地の基準点も含め測点杭が全て損壊或いは不明となっている事がほとんどで、これまでは、受注者側で再測量・設計図の作成を自費で行っているのが現状である。その為、これに掛かる経費を計上して頂きたいとの要望に対し、昨年度の局と林野庁の見解が相違していると見受けられますので、明確な回答を頂きたい。

<参考>

R 6 改善要望：「林業専用道新設工事の発注工事について、支障木の事前除去が実施されている場合において、設計図書に基づく現地の基準点も含め測点杭がすべて損壊、不明となっていることが一般的であり、この場合、再測量・設計図は受注者側の経費負担により復元している。支障木を事前に搬出除去し現地の状況が変化した場合や不明となった測点は、①再測量・設計してから発注するか、②受注者が測量・設計を行う場合はその部分にかかる経費は計上していただきたい。」

R6.12.19 中部局回答→「災害等で地形に変更があった場合や、路線が変更になった場合は再測量費を見込むことも可能と思われますが、支障木処理による再測量等は計上することができませんのでご理解願います。」

R7.2.7 林野庁回答→「支障木を事前処理する際、測量杭が破損した場合は復元するよう、局署を指導してまいります。また、受注者が測量・設計を行う場合は、必要経費を計上するよう、局署を指導してまいります。」

⑦ 林道予算の確保について（松田建設㈱）

国有林林道（併用含む）は、林道を利用する目的が無い場合は、改良工事や補修等も行われず数年間も使用されていない林道が多々あります。昨今の災害による損傷はもとより林道施設の老朽化も進んでおり、特に橋梁については、建設が昭和30年代のものが殆どで、橋台コンクリート等の洗堀に加え、コンクリートの劣化もかなり進んでおり、橋桁についても落橋の危険があると思われるものもあります。

このような状況の中、建設機械借上げによる崩土除去や路面整正のみで林道を再開し奥地の工事や木材運搬も行われています。休止林道の再開にあたっては安全を十分に確保したうえで奥地事業の実行をお願いしたい。

<以下参考>

上記のほかに提出いただいた要望内容です、キャラバンへ提出ではなく R7 改善要望事項とします。

○林道の維持修繕工事について（松田建設㈱）

林道工事の維持・修繕に係る予算の確保には感謝します。しかし現状では、施工箇所指定の維持修繕工事ではありますが、近年の気象状況や林産物や工事車両の通行で、多くの異常が見られています。また、発注当初は、異常の無かった箇所でも、その後の気象や交通事情により、維持工事が必要な場合が見受けられます。しかし発注されている維持工事では、新たな箇所に着手することは、出来ません。他の発注機関では、維持工事として施工箇所を確定しない発注が行われていることから、林野庁でも地区や路線のみを対象とした発注をご検討いただきたい。

←局署への要望事案（機械借上か路体改良工事か？、機械借上は地区や路線指定されているが、路体改良工事は横断溝の設置など箇所指定が必要。状況が変わった際は変更できると思いますが。

○複数年工事の発注について（松田建設㈱）

令和4年度に2か年国債工事の発注が何箇所か実地されました。受注者側からもたくさんの意見があった事と思っています。2か年国債工事に積極的な意見（長期経営計画が立てやすい、積極的な雇用計画、設備投資等）消極的な意見（長期に及ぶことによる資金繰り、冬期など施工不可能機関の技術者拘束など）その後、2か年国債工事の発注が見受けられない状況となっていますが、その要因についてご教授頂きたい。

←別途、意見交換の場でお願ひしたい。

○工事の早期発注について（松田建設㈱）

治山・林道工事については、施工地が山間奥地の狭窄なところで、11月には降雪のあるところが多いことから、工事の早期発注をお願いしているところであり、補正やゼロ国と言った対応をして頂きありがとうございます。しかし、多くの工事では、新年度予算成立後の発注公告と言うことで、実際には5月後半から6月に入札と言う場合が多い事となっている。令和4年には、新年度工事の発注公告を3月に行って頂き4月入札として頂きましたが、今後も同様の取り組みを行って頂けますでしょうか。（国会予算不成立の場合の入札取り消し、条項が記載された説明書添付があったと思います）

←その年の補正予算成立時期によって経常予算分の発注時期が変わるため、毎回 R4 の発注時期とはならない。

○入札公告における質問への回答について（松田建設㈱）

工事発注に至るまでには、数々のご苦労がある事は理解しております。計画から発注までも災害のように調査から発注までが短期間のものもあれば、3年・5年計画と長期に及ぶものも多数あります。そのような中現場では、1年・2年の時が経過するごとに変化が生じております。発注公告の中で直近の現状や経年の中での現場の変化に対応できていない事項があり、質問をあげても「設計変更ガイドラインに従い協議は可能」との回答を頂きますが、受注者からの協議で変更とするには、協議開始から協議成立までに期間を要するのは、受注者の責に資するものではないと考えますが、工事の休工等による経費は、受注者の大きな負担となっています。発注前の質問等については、発注者においてご確認頂き質問の事項について可否を検討いただき、回答をお願いしたい。また、発注前までに結論が出せない場合は、発注後直ちに回答がいただけるようお願いしたい。

←署への要望対応事案。入札公告期間中の質問のことを指しているのか？受注後の協議のことを指しているのか？また、毎回出される内容でありこれまで一定の回答が出されています。

○契約情報の公表について（松田建設(株)）

毎回意見要望としてお願いしていることではありますが、入札結果の公表は、契約完了後速やかに公表となっていると理解しております。また、変更契約や完成後の工事成績等についても、同様と考えておりますが、契約締結後、1ヶ月以上要しているものは、速やかな公表とは理解し難いと思っています。契約締結後1週間以内の公表を望みます。

←毎回出される同じ要望内容で、毎回一定の回答がされている。「なぜ入札結果の情報が必要なのか、何に必要なのか？」要望にあたってはその理由も必要では。

○入札公告の余裕期間と工期の設定について（松田建設(株)）

入札公告における余裕期間を短縮した場合は、発注公告にある工期も前倒しとなります。余裕期間を前倒しして着工することは、受注者の努力であり、気候や重要構造物の施工時期を考えてのことです。一般的に梅雨や台風・秋雨前線の影響を考えた場合、短縮された工期以上の休工を余儀なくされていることから、当初より工期前倒しを行わないことを検討いただきたい。

←昨年、一昨年もあった要望で、余裕期間の考え方を整理し回答が示されています。

○工事施工に伴う配置監督について（松田建設(株)）

工事施工については、発注者も受注者も配置監督及び配置技術者の人材不足と能力不足は歪めない事実であると認識しています。監督職員が現場を初めて持つ方が勉強がてら監督されても受注者の負担となる事も多くあります。また、勤務形態の相違から受注者との時間がうまく合わず、当日の夕刻連絡したいことが、明朝になり更には、現場への通達は翌朝となる事から、当日の夕刻解決できる相談が翌々日の回答になるなど工期への影響もさることながら、段取り替えや手待ち・休工と言った措置を取らざるを得ない状況となる事があり、総括を含め他の職員が対応しますとのことでありましたが、実際には「担当者に伝えます」との回答が多く状況の改善はありませんでした。諸般の事情により、様々な勤務形態が許されていると思いますが、工事施工には、設計には反映されていない現場状況があり、監督職員との迅速な連絡相談が必要となる事から、通常勤務可能な方の監督をお願いしたい。

←個別の具体の要望なので、上部での要望内容としては不向き。まずは署での対応を。